

茅野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

1 茅野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全気候法の一部を改正する法律により、市町村が指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定できる制度が設けられ、熱中症特別警戒情報が発表された場合はクーリングシェルターを開放する義務付けがされました。本市におきましてもクーリングシェルターを指定していますが、下記3カ所が新たに指定となりましたのでお知らせします。

2 指定開始日 令和6年8月9日

3 場所・受入可能時間・人数

茅野市役所 1階市民ロビー：20人 平日（土・日、祝日を除く） 午前9時から午後5時
ひと・まちプラザ 1階フロア：55人、3階フロア：18人

月曜日から土曜日（第2土曜日を除く） 午前9時から午後9時30分
日曜日 午前9時から午後6時

※休館日 第2土曜日

茅野市図書館 館全体：10人 火曜日から金曜日 午前9時30分から午後6時

土・日、祝日 午前10時から午後6時

※休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日が休館）、第4金曜日

4 その他

- ・熱中症特別警戒情報が発表された際の、受入可能日・時間に開放します。
- ・施設を避難所等として利用する場合は、利用制限をすることがあります。
- ・受入可能日・時間以外に熱中症特別警戒情報が発表された場合は、施設を開放できませんのでご注意ください。
- ・飲みもの等必要なものは各自でご用意ください。施設によっては飲食できる場所が指定されていますので、施設の指示に従ってください。
- ・指定場所の温度調整はできません。
- ・その他、施設から指示があった場合は施設の指示に従ってください。

茅野市 健康福祉部健康づくり推進課健康総務係
（課長）小穴（担当）辻井

電話：0266-82-0105

FAX：0266-82-0106

茅野市ホームページ：<https://www.city.chino.lg.jp>